

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】 (水俣病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要
1	熊本県	熊本県水俣市の女性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、①水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成24年8月16日付けで水俣病の認定をしない旨の原処分をし、異議申立てをしたものの、平成27年12月11日付けで同申立てが棄却されたため、平成28年1月5日付けで審査請求をし、同様に、②水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成28年11月18日付けで水俣病の認定をしない旨の原処分をしたため、同月22日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人については、水俣病を発症する程度の有機水銀に対するばく露があったとはいえず、請求人の症候は、有機水銀の経口摂取による神経系疾患による感覚障害とは整合せず、他に協調運動障害、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害、眼球運動障害等もないから、水俣病にかかっているということとはできない。</p> <p>よって、①及び②の原処分はいずれも相当である。</p>
2				
3	新潟市	新潟市の女性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成29年1月19日付けで水俣病の認定をしない旨の原処分をしたため、同年4月4日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人については、幼少時に通常を一定程度上回る有機水銀に対するばく露があったことは否定できないが、感覚障害を訴えるも、有機水銀中毒によるものとは認められない上、運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、眼科障害、聴覚障害等もないから、水俣病にかかっていると認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
4	熊本県	川崎市の男性	水俣病 認定	<p>却下</p> <p>本件は、請求人が水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が令和3年1月19日付けで水俣病の認定をしない旨の原処分をしたため、同年8月3日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>本件審査請求は、審査請求期間を徒過し、それにつき正当な理由もないから、不適法である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく判決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要
5	独立行政法人 環境再生保全機構	三重県津市の男性	中皮腫 認定	<p>取消し</p> <p>本件は、請求人が、亡父が指定疾病にかかっているとの認定を受けることができる者であった旨の決定を求めたところ、処分庁が平成31年3月28日付けで亡父について石綿を吸入したことにより指定疾病にかかったとは認められない旨の原処分をしたため、令和元年5月21日付け書面で審査請求をした事案である。</p> <p>放射線画像上、肺がんの所見ははっきりせず、癌性胸膜炎あるいは中皮腫が疑われる所見であった。病理学的所見については、原処分に供された病理組織標本に加えて、当審査会で2回の追加染色を行った結果、異型性の強い大型の腫瘍細胞が肉腫様に増殖し、腫瘍細胞は各種ケラチンが強陽性から陽性を示しており、肉腫型中皮腫では、ケラチンの免疫染色結果を重視すべきこと及びcalretininが陽性であることを考慮すると、肉腫型中皮腫を否定できない。以上より、中皮腫と判定する。</p> <p>よって、原処分は違法であるから、これを取り消す。</p>
6	独立行政法人 環境再生保全機構	東京都西東京市の男性	中皮腫 未支給医療費等・ 救済給付調整金	<p>棄却</p> <p>本件は、処分庁が請求人に対し令和2年3月18日付けで亡父に係る未支給医療費等支給決定及び救済給付調整金支給決定を取り消し、不支給とする旨の原処分をしたため、請求人が同月30日付けで審査請求した事案である。</p> <p>亡父が指定疾病により死亡したことにより、請求人には、労災保険から、石綿による健康被害の救済に関する法律第18条第1項、第23条第1項に基づき療養手当及び救済給付調整金として既に支給を受けた額を上回る額の休業補償給付金及び遺族補償一時金が支給されたから、同法第26条第1項により未支給医療費等(療養手当)、救済給付調整金は支給されないことになる。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
7	独立行政法人 環境再生保全機構	東京都西東京市の男性	中皮腫 葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、処分庁が請求人に対し令和2年3月18日付けで葬祭料支給決定を取り消し、不支給とする旨の原処分をしたため、請求人が同月30日付けで審査請求した事案である。</p> <p>亡父が指定疾病により死亡したことにより、請求人には、労災保険から、石綿による健康被害の補償に関する法律第19条第1項に基づき既に葬祭料として支給を受けた額を上回る額の葬祭料が支給されたから、同法第26条第1項により葬祭料は支給されないことになる。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>